



ほけんだより



2024年11月
あおぞら保育園
あおぞら第2保育園
あおぞら谷津保育園
あおぞら菅田保育園

朝晩寒くなり冬本番を思わせます。秋から冬に流行する病気はRSウイルス感染症、インフルエンザ、嘔吐下痢症などたくさんあります。横浜市感染症情報の最新の週別報告定点当りによると、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑（りんご病）が増加、手足口病がまだまだ増加しています。引き続き、手洗い、換気など感染対策を心がけていきましょう。

*感染経路別 感染症と予防策！

すべての人の血液、体液、汗を除く分泌物、排泄物、創傷、粘膜には感染性があるとみなし、予防策（「標準予防策」）を講じましょう。

- | | |
|-------------|--|
| 空気感染 | 病原体を含む飛沫の水分が蒸発したのち5ミクロン以下の『飛沫核』となり空気の流れにそって広く拡散する。この飛沫核を吸いこむことで感染する
＜代表的な感染症＞麻疹（はしか）、水痘（水ぼうそう）、結核 |
| 飛沫感染 | 咳、くしゃみ、会話などのしぶきに含まれる病原体が直接短距離にある結膜、鼻粘膜、気道粘膜などに付着して感染する（感染源から1～2m以内）
＜代表的な感染症＞インフルエンザ、マイコプラズマ、溶連菌性咽頭炎、RSウイルス、流行性耳下腺炎、風しん、百日咳、髄膜炎など |
| 接触感染 | 直接接触（皮膚や粘膜）あるいは病原体に汚染された物（ドアノブ、手すり、遊具等）の間接接触により感染する
＜代表的な感染症＞腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）、赤痢、ウイルス性出血熱（エボラ、ラッサ）など |

新型コロナウイルス感染症は、おもに『飛沫感染』及び『接触感染』です。（厚生労働省ホームページより）

- ＜予防策＞
- ・自分を守る 近隣者も守るためにも予防接種は積極的に受ける
 - ・手洗い（30秒以上かける ♪ハッピーバースデーを2回歌うくらい）
 - ・換気（最低でも1時間に1回）
 - ・マスク（鼻と口をきちんと覆いましょう）
 - ・生ものを控える（中心温度85℃以上1分以上加熱）

嘔吐下痢症が流行する季節です

ノロ、ロタ、アデノ等のウイルスによる嘔吐下痢症が流行します。感染者の吐物や便には多量に、ウイルスが含まれており、手を介しての接触感染や汚染された食品によって感染します。ウイルスに感染していても症状を示さない不顕性感染もあります。又、回復後も便からウイルスを排出し続けている場合があります。嘔吐や下痢で汚れた衣類等の処理・消毒の仕方については、別紙（感染性胃腸炎で汚染された衣類等の処理・消毒の仕方保存版）を参考にしてください。

＜症状＞ロタウイルスは嘔吐から始まり、たびかさなる下痢に移行します。

感染しやすく集団感染を起こしやすいのが特徴です。急速な脱水に注意が必要です。

＜感染予防＞手洗いがもっとも重要です！食前・食後・トイレ後・外出後の手洗いはもとより生活の節目で流水による手洗いが大切です。ウイルスは85℃で1分以上加熱すると感染力はなくなります。

また、吐物・汚物処理の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（商品名：ハイター・ミルトン・ピューラックス）が効果的です。アルコールは感染性胃腸炎・嘔吐、下痢のウイルスには効きません

医療機関を受診してウイルス性胃腸炎（疑いの場合も含む）と診断された場合は、回復後登園時に『登園届（保護者記入）』（入園・進級のしおりにもあります）に記入して、提出をお願いします。

児童虐待防止推進月間

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を集中的に実施しています。

令和5年度「児童虐待防止推進月間」標語
『あなたしか 気づいていないかも そのサイン』

児童相談所 虐待対応ダイヤル いち はや く

通話料無料

189

子ども虐待の4つの類型

身体的虐待

- ◆ 殴る・蹴る
- ◆ 激しく揺さぶる
- ◆ やけどを負わせる
- ◆ 溺れさせる
- ◆ 首を絞める
- ◆ 食事を与えない
- ◆ 戸外に締め出す
- ◆ 縄などにより一室に拘束するなどの行為
- ◆ 意図的に子どもを病気にさせる
- ◆ 無理心中およびその危険がある

性的虐待

- ◆ 子どもへの性交、性的行為
- ◆ 子どもの性器を触る又は触らせるなどの性的行為
- ◆ 子どもに性器や性交を見せる
- ◆ ポルノグラフィーの被写体とする

心理的虐待

- ◆ 子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう
- ◆ 言葉による脅かしや、脅迫する
- ◆ 無視したり、拒否的な態度を示す
- ◆ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- ◆ ぎょうだい間で差別的な扱いをする

ネグレクト

育児放棄や、子どもの健康・安全への配慮を怠るなどの行為のほか、保護者以外からの虐待にあたる行為を止められない（見逃す）ことは、保護者によるネグレクトと捉えるなど、ネグレクトは様々な場面で現れることがあり、支援者が注意深く観察しないと気づきにくいといった特徴があります。

◆ 身体的ネグレクト

- ・ 衣類など長期間ひどく不潔なままにする
- ・ 食事、衣類、住居などが極端に不適切
- ・ 適切な食事を与えない

◆ 教育ネグレクト

- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。
- ・ 子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。

◆ 医療ネグレクト

- ・ 病気になったりケガをしても必要な治療を受けさせない

◆ 養育・監護ネグレクト

- ・ 乳幼児を自動車や家に残したまま外出する
- ・ 家に閉じ込める
- ・ 子どもを遺棄する
- ・ 同居人が虐待していても放置する。

◆ 情緒的ネグレクト

- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。

保育園は、地域の中で育児に悩む保護者たちと共に子育てについての相談・学習等を行い、地域の子育てのセンターとなるよう努力します。（おおぞらの保育方針より）

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因の分からない病気です。SIDSの予防方法は確立していませんが、3つのポイント

- （1）「1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう」
- （2）「できるだけ母乳でそだてましょう」
- （3）「たばこをやめましょう」を守ることににより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発症する傾向が高いことから、毎年11月を「乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間」とし、発症の予防に対する普及啓発活動が重点的に行われています。

☆医師の意見書及び保護者の登園届および、おたよりのバックナンバーは、

yokohamaaozora 検索

または

社会福祉法人あおぞら検索

